

取扱区分：「公開」

令和元年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和元年9月10日(火) 10時00分

於：周南市役所 2階 共用会議室 G

令和元年第9回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年9月10日(火) 午前10時00分 ~ 10時45分

2 場 所 周南市役所 2階 共用会議室 G

3 会議に付した議案

議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第36号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第37号	農業経営基盤強化促進法第18条による 農用地利用集積計画について	20件
報告第36号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第37号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	4件
報告第38号	非農地証明について	9件
報告第39号	転用制限の例外について	1件

4 出席委員

第1番 藤井 孝君	第2番 田中 榮作君
第5番 秋貞 啓子君	第6番 徳本 勉君
第7番 山崎 光夫君	第8番 弘中 壽君
第9番 岩田 実君	第10番 藤原 典子君
第11番 松田 孝行君	第12番 林 俊一君
第13番 竹安 昌巳君	第14番 歳光 時正君
第15番 原田 雅之君	第16番 笠井 保雄君 (職務代理者)
第17番 西田 孝美君 (会長)	

5 欠席委員

第3番 高橋 恵 君

第4番 佐伯 伴 章 君

6 関係課

農林課主査 原 田 克 子

7 事務局職員

局 長 山 本 博 彦

次 長 原 田 省 二

次長補佐 時 重 智 一

書 記 松 原 義 孝

事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願いいいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中15名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第3番高橋 恵委員、第4番佐伯 伴章委員の2名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしくお願いいいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（西田会長）

おはようございます。

それでは只今より、令和元年第9回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第14番、歳光 時正委員、第7番、山崎 光夫委員のご両名にお願いいいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

第8番

弘中 壽委員

議案第34号について、実弟に関する審議案件となりますことから、退席することを申し出ます。

（弘中委員 退席）

議長（西田会長）

それでは、議案第34号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいいたします。

事務局長

議案書の1ページ、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1議案1件です。

それでは、1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●に所在する農地の田、2筆の909平方

メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、高齢のため耕作しておらず、譲受人は、自宅のそばで、農業経営の維持・拡大を図るため、譲り受けるものです。

次に、取得後の農地は約47アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています、以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

第9番岩田です。

岩田 実委員

議案第34号1番について、補足説明をさせていただきます。

去る9月6日、譲渡人及び譲受人と現地で出会い申請事項について意志、意見を確認いたしました。

本件については20年前ごろから、雑草木の刈払いを行うのみの休耕状態でありました。

譲受人は、近隣地であり、譲渡人の要望もあって譲り受けることとしたものであります。

取得後は、直売所向けの野菜を主体に耕作する計画であるとのことであり、

周辺に対する悪影響はないと判断されます、以上です。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

(弘中委員 着席)

続きます、議案第35号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページ、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、1議案1件です。

それでは、1番についてご説明いたします。

申請人は、東京都江戸川区に居住する会社員です。

申請地に隣接する土地に、申請人の被相続人と家族が居住していた居宅、店舗および倉庫があり、多くの遺品が残されています。

これらを相続人が整理するにあたって、この土地には駐車スペースがないことから、申請地を駐車場として利用するため、今回の申請になったものです。

遺品整理終了後は、法要や墓参等の際、同様に駐車場として利用するものです。

申請地は、●●●●支所から南東へ約2キロメートルに位置し、所在は、大字●●字●●●●675番10地目は、「田」地積は、167平方メートルです。

こちらが、地籍図です、続きます、土地利用計画図です、次に、都市計画図です、最後に、申請地の写真です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、都市計画法により用途地域が第一種住居地域にある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第4条第6項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は申請地に隣接する土地内の既設水路への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されております以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

14番、歳光でございます。

歳光 時正委員

議案第35号、農地法第4条許可申請番号1について、9月8日に現地調査を行いました。

現地は、宅地に隣接している農地で、10年以上も耕作をされておらず現状も草が繁茂している状態でした。

今回、被相続人の家を整理するために、駐車場が必要になり申請されたものであります。

土地の周りは、公道及び自己所有農地であり、盛土約20センチメートルと及ぼす影響も少なく調査項目に従い調査を行いましたが無問題だと思います。

よろしくご審議お願いし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページ、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案4件です。

それでは、1番についてご説明いたします。

申請人は、千葉県松戸市に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル投影面積386.4平方メートル、パネル設置面積392.436平方メートル、発電出力44キロワットの太陽光パネル240枚を設置するものです。

申請地は、日当たりが良く、太陽光発電に適した土地形状で、公道にも隣接しています。

譲渡人は、今まで耕作を行ってきましたが、年齢の事もあり、続けることが難しくなってきたため、申請人からの申し出に応じたものです。

申請地は、●●支所から北東へ約1.4キロメートルに位置し、所在は、大字●●字●●●●534番1地目は、「田」地積は、935平方メートルです。

こちらが、地籍図です、続きまして、土地利用計画図です、最後に、申請地の写真です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として第2種に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、申請地内での自然浸透のため、周辺への影響はありません。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されております、以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

8番の弘中です。

弘中 壽委員

議案第36号1番、農地法5条申請の現地及び譲渡人及び譲受人の調査について、去る、8月31日に譲渡人には本人に、譲受人には電話で申請内容について、聞き取りを行いました。

すでに申請通り、両者共、合意し、譲受人は許可があり次第、計画通り実施するとしております。

申請の農地転用が、周辺農地及び諸施設に悪影響はないと推察されます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、2番についてご説明いたします。

申請人は、市内に居住する会社員です。

自宅駐車スペースが不足しており、近接する申請地を駐車場として購入するものです。

譲渡人は、高齢のため、今後も農地利用の計画がなく、また遠方に住んでおり、耕作ができないため、申請人からの申し出に応じたものです。

申請地は、●●●●支所から南東に約950メートルに位置し、所在は、大字●●字●●●●362番7地目は、「田」地積は、189平方メートルです。

こちらが、地籍図です、続きまして、土地利用計画図です、最後に、申請地の写真です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、道路側溝への排出です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されております、以上です。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

14番、歳光でございます。

事務局次長

議長（西田会長）

第14番

歳光 時正委員

議案第36号、農地法第5条許可申請番号2について、9月9日に現地において、譲渡人立会いのもと調査を行いました。

現地は、今まで耕作をされておらず、草が生えている状態であります。

譲渡人は、現在岩国に住んでおり、管理が出来ないとのことであり、又、譲受人は今回の農地の隣ということで、駐車場が近くに欲しいと言うことで話がまとまり申請になりました。

盛土20～30センチメートルで、隣接地に及ぼす影響もなく、調査項目に従い調査を行いましたが無問題だと思います。

よろしくご審議お願いし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、3番についてご説明いたします。

申請人は、市内に居住する会社員です。

実家の近所に家を建てたいという希望から、親が所有する土地に自己用住宅を建築するものです。

譲渡人は、申請人の申し出を受け、高齢による農作業の継続も負担となっていたことから、今回の申請になったものです。

申請地は、●●支所から東へ約1.7キロメートルに位置し、所在は、大字●●字●●2191番1地目は、「田」地積は、207平方メートルです。

こちらが、分間図です、続きまして、土地利用計画図、先ず配置図です、次

に、建物平面図です、次に、建物立面図です、最後に、申請地の写真です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、開発行為の許可に関しまして、都市計画法第34条第11号に該当するため、申告書を提出されています。

また、雨水排水放流に伴う道路占用許可申請、道路工事施行承認申請も提出されています。

なお、転用の許可につきましては、開発許可と同時施行となります。

計画面積の妥当性につきましては、敷地面積が207平方メートルで、建築面積が86.90平方メートルであることから、建ぺい率は41.98パーセントとなり、適正と認められます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水は下水道への接続、雨水は道路側溝への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されております、以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

地区担当の徳本です。

徳本 勉委員

現地は、現在耕作されておられません。

被害防除の中で、敷地の雨水排水については、法面を除き雨水柵を利用して道路側溝に流すと、そこに流れている河川が山口県の河川ということで、直接放流ができないので、そういう計画になっているそうです。

特に、そのために敷地のほぼ中央になっていると思うのですが、道路勾配とか排水を取るために、やむを得ず中央の位置に設置した、ということを知っています、以上です。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、4番についてご説明いたします。

申請人は、広島県広島市に居住する個人の太陽光発電事業者です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル面積488.96平方メートル、パネル投射面積482.96平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、太陽光発電に適した土地形状で、市道にも近接しております。

なお、市道から申請地までの資材等の搬入は、赤線を通行し人力施工で行います。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、JR戸田駅から東へ約60メートルに位置し、所在は、大字●●字●●3407番1地目は「田」、地積は1,363平方メートルです。

こちらが、分間図です、続きまして、土地利用計画図です、最後に、申請地の写真です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、概ね300メートル以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当

いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されております、以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

第9番の岩田です。

岩田 実委員

議案第36号4番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による、農地転用の権利移動許可申請になります。

8月31日現地確認をしました、地目は、田で、1,363平方メートルです。

現状は、数年前から耕作されておらず、放任状態でした。

譲渡人とは、意思確認に再三ご自宅を訪ねたが会えず、後日代理人である行政書士の方と電話連絡しました。

耕作及び管理が困難となっていたところ、業者からの譲り受けの希望あった為、売却を決めたそうです。

譲受人とは、9月2日電話にて意思確認をしました。

その後9月4日事務局より、取り付け道路が狭いのではないかと連絡があり、9月6日事務局の2名と再調査をしました。

ご指摘どおり農道は狭く、太陽光発電の機材搬入には困難が予測されます。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図は先ほどの事務局の説明通りです。

昨日事務局より、機材搬入は手運びですと連絡がありました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の4ページをお願いします。

それでは、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

令和元年9月10日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の、別紙1の「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

それでは、議案につきましては、農林課の原田主査が来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、原田主査、お願いいたします。

それでは、議第37号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明させていただきます。

本日は7月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、10月1日の公告となるものがございます。

内容につきましては、向道地区・和田地区・高水地区の3地区におきまして8件、15筆の案件、並びに、農地中間管理機構への貸付が、長穂地区におき

事務局長

議長（西田会長）

農林課

原田主査

議案第37号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第36号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いします。

報告第36号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いします。

報告第37号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長

専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第37号を終わります。

続きまして、報告第38号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。

報告第38号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は9件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第38号を終わります。

続きまして、報告第39号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いします。

報告第39号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合、面積の制限はなく、また2アール未満の農地を自己用の農業用倉庫等に転用する場合、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書

議長（西田会長）

類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で報告第39号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第9回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時45分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和元年9月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 歳 光 時 正

委 員 山 崎 光 夫